

令和5年 第11回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月5日(木) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第51号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第53号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第 54 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	1 件
報告第 10 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	1 件

第 4 協議・連絡事項

- ・ 農業委員会だよりについて
- ・ 遊休農地利用意向調査について
- ・ 県外視察研修の報告について
- ・ 地域計画の策定に係る協議の場の設置に向けた調整会議の開催について
- ・ 第 12 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 5 年第 11 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、二宮 佳郁委員」、「10 番、古能聖人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

 番号 28、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 50 号、番号 28 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「133 ㎡」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「所有する宅地・建物と併せて譲り渡したい」。譲受人は「宅地・建物を購入するにあたり、隣接する申請地も併せて買い受けて自家用の野菜畑として利用したい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4番 先程、提案されました番号28について、先日、その場所へ行きまして確認してまいりました。この場所ですが、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ上がる階段のところでありまして、それをリフォームして使うのと一緒に、畑が付いてあるという場所でありました。いつからリフォームするのかは確認しておりませんが、この場所を購入されて、そこの農地で畑をつくられるのかなというような場所でありました。

事務局から説明していただいたように、買い受けて自家用の野菜畑として利用したいということですので、今後、近所に行きましたらどのようにリフォームされ、また畑になるのか確認させていただきたいなと思いつつ、「問題ない」と確認して帰らせていただきましたので、報告いたします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 29、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 29 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「541 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「耕作ができないので譲り渡したい」。譲受人は「個人的に耕作している土地なので、取得して経営の安定化を図りたい」であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 譲渡人「〇〇〇〇」さん、現在〇〇〇〇ということで、八幡浜の方にはいらっしやなくて、耕作もしておりません。譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。現在、〇〇〇〇の方をメインに農作業をされております。

奥様と息子さん娘さんお二人もそれぞれお手伝いしている中で、年齢が〇〇〇〇ですが、一生懸命、日々毎日農作業をされております。こちらの方に関しましては、園地等の管理、温州等の出荷もしっかりと「〇〇〇〇」さんは行っておりますので、今回の所有権移転に関しましては、まったく問題ないと思われまます。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、番号 30、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、番号 30 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「138 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「高齢で耕作できないため農地を譲り渡したい」。譲受人は「自宅に近い園地なので、自家用の野菜畑として利用したい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 16 番 この土地を現地確認したところ、道路から少し離れていて、小さな畑ですが、譲受人の「〇〇〇〇」さんの家の近くにありますが、譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇と高齢のため、「〇〇〇〇」さんに「買ってもらえないだろうか」ということで、この話になりました。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号 31、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号 31 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「176.35 m²」外
2 筆、計「617.61 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は「市外に居住していて、耕作管理が困
難であるため、要望に応じて譲り渡したい」。譲受人は「居住地の近
隣地であり、また妻の実家が農家で、現在はその農作業を手伝ってお
り、譲り受けて営農規模を拡大したい」であります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要
件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法
第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えます。
説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18 番 「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇在住で、〇〇〇〇に戻ってき
て、耕作をするのが大変とのこと、妹さんの子供である「〇〇〇〇」
さん、〇〇〇〇にこの土地を無償で贈与したいと話を伺っております。
3 つの地番につきまして現地確認をしたところ、きちんと柑橘が埋
まっておりました。
特に問題ありませんので、審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 51 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 3、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第 51 号、番号 3 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「157 m²」です。

参考資料の 3 ページをご覧ください。

現況は、転用許可の要らない小さな農業用倉庫が建っている状態です。元々は、662 m²あった〇〇〇〇の地番を今回分筆し、〇〇〇〇を畑のまま残し、〇〇〇〇の宅地部分を一体利用とするため、〇〇〇〇の部分を転用するものです。

申請人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「自己住宅増築」、転用理由、「現在、申請地の隣接地にある自己住宅は居室や収納が少ないため、申請地を利用して自己住宅を増築し居住環境の改善を図るため」とのことです。

続いて参考資料の 1、2 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇付近で、〇〇〇〇から約 140m、〇〇〇〇から約 150mに位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。このことから申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。

この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料 3 ページから 4 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図を、5 ページに面積算出図、6 ページに建築平面図掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 この土地は2ページにありますが、〇〇〇〇という名で書いております申請地の隣に〇〇〇〇がありますが、これが狭いために、増築するための設計図を付けてあります。

農地については、先程、事務局から説明があったように問題ないようですが、建物は2階建てで、1階には物置が建物に重なったような図が4ページにありますけれども、1階が物置で、2階が物置の上にとちょっと被さったような作りになるので、重なった図面になっております。6ページの図面に重なった部分を書いてあるので分かると思います。

増築することに関して、第3種農地ということで問題ないということなので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

番号4、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第52号、番号4を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「畑」、面積「143㎡」外1筆、計「568㎡」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「駐車場・駐輪場用地」、転用理由「現在、〇〇〇〇は駐車場・駐輪場が不足している。申請地は〇〇〇〇に隣接した土地であるため、利便性が高く、この度、〇〇〇〇より駐車場・駐輪場用地として寄付を受ける」というものです。

続いて参考資料の1ページの位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇に 115mの所に位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する地域内農地」に該当するため、「第3種農地」となります。

この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料2 ページに利用計画図、3 ページに地番地目図を掲載していますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 所有権移転の申請です。申請地は「〇〇〇〇」にあり、〇〇〇〇に隣接した土地です。譲渡人は〇〇〇〇在住の「〇〇〇〇」さんで、〇〇〇〇を営んでおります。〇〇〇〇は元々、「〇〇〇〇」出身で、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんとは旧知の仲であり、また〇〇〇〇でもあるということで、〇〇〇〇が駐車場・駐輪場不足で悩んでおられるということで、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんに畑を駐車場・駐輪場に造成して寄付をするというものです。

「〇〇〇〇」さんも困っておられるので、是非許可していただければと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 53 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 53 号、番号 3 について説明します。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「499㎡のうち195㎡」です。

農用地区域の除外申出に至る理由は、現在所有する農業用倉庫が手狭で拡張する余地がないため、新たに農業用倉庫を建設したい。

既存の倉庫及び自宅から近いこと、また、道路に接し、車などの出入りが容易で急傾斜地でない場所を選定した結果、申請地となった。

申請地は、周囲に所有地もあり、作業効率の増加を見込むことができ、周辺農地に対し、農業上の支障が出る恐れもないことから計画変更を申請するものです。

参考資料の 1 ページから 2 ページに変更位置図、3 ページの写真をご覧ください。

申出地は、〇〇〇〇に 140m、〇〇〇〇に約 270m先に位置しています。

4 ページに地番地目図、5 ページに地積測量図、6 ページに配置図、7 ページに平面図を掲載していますので、ご確認ください。なお、変更については、200㎡以下の軽微な変更として扱われるため、農地転用までは行わないものとなります。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

4 番

先程、事務局から説明していただきましたが、確認に行かせていただきましたら、「〇〇〇〇」の奥になります。そこは、住宅地と農地が混雑しておりますが、ここを確認に行きましたら、確かに 3 ページにありますように、住宅地の隣が「倉庫を作りたい」という場所になっておりました。ご本人に電話して、お話を聞かせていただきましたら、今使っている倉庫は道路が狭いので、大きなトラックで入って、そこで作業するのが大変で支障をきたすようになったということで、本当は、自宅と一緒に今使っている倉庫を広げてそこに作りたかったのですが、それが難しいとのことで、この場所を提案されたようです。

現場を見させていただいて、道路もありますし、広さも 200㎡以内ということですので、これは問題ない、支障のないものと認めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

- 議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 　　(意見、質問等なし)
- 議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 　　(異議なく承認)
- 議 長 　　それでは承認することといたします。
- 議 長 　　続きまして、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号 63、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　それでは議案第 54 号について説明します。
番号 63、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,320 m²」。
移転する者「〇〇〇〇」。
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 　　地元委員の説明を求めます。
- 13番 　　「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君。〇〇〇〇。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇なので、山の方はあまりしておりません。「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇を長らくしておりまして、かなり将来有望な若手であります。山も隣接地なので、問題ないと思います。
よろしく申し上げます。
- 議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 　　(意見、質問等なし)
- 議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 　　(異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
について」。
番号 34、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 10 号について説明します。
番号 34、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「360 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と賃貸契約を締結するため」であります。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時40分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 5 年 10 月 5 日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 二宮 佳郁

議事録署名人 古能 聖人